

～広げよう「リサイクルの輪」～

みんなでやれば大きな力に！ごみを資源にするために・・・

みなさんが排出する燃えるごみの約40%を紙類が占めています。そのなかには新聞紙や雑誌類など、きちんと分別し、リサイクルのできる紙資源が多く含まれています。1人ひとりが分別すれば、大きな力となってごみが資源に生まれ変わります。市民のみなさんが取り組んでいる集団資源回収事業の一部を紹介します。

集団資源回収

自治会・PTA・子ども会などが地域活動として定期的実施しているものです。積極的に参加することで、リサイクルの輪が広がり、ごみの減量と再資源化につながります。



集団資源回収での分別方法と出し方

種類	主な品目	出し方	回収できないもの
紙類	新聞紙（広告含む） 雑誌類（包装紙など） 段ボール、牛乳パック、雑がみ	品目ごとにひもなどで縛る。 牛乳パックは、軽く洗って開く。	感熱紙、油紙、カーボン紙、 写真など
布類	衣類	洗濯し、汚れないよう袋に入れる。	濡れているもの、汚れのひどいものなど
ガラス類	一升びん、ビールびん、ジュースびん	軽く洗う。	割れたもの、汚れのひどいものなど
金属類	スチール製飲料用缶、アルミ製飲料用缶	軽く洗う。	さびたもの、汚れのひどいものなど

※収集品目は、各団体によって異なりますので確認のうえ出してください。

集団資源回収予定表 ○印は実施日未定 ★は常設

団体名	月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
宮本町自治会			22		24		26		28		22	
泉町自治会			8			14		14				8
上町自治会（本庄）	25		27		28		23		25		22	
照若町自治会	18		20		21		16		18		15	
南本町自治会	17	21	19	16	20	18	15	20	17	21	21	
諏訪町自治会					13		22					
上仁手自治会			14				8					
小島南自治会	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
曙自治会	3	7	5	2	6	4	1	6	10	7	7	
本庄西小学校PTA			7							14		
藤田小学校PTA			7						6			7
仁手小学校PTA	18							29				
旭小学校PTA										21		
北泉小学校PTA	10						18					
本庄南小学校PTA	17						25					
中央小学校PTA	24						18					
児玉小学校PTA	31								13			
金屋小学校PTA								○				
本庄東中学校PTA				5			11					
本庄西中学校PTA				26					20			

団体名	月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
本庄南中学校PTA			28					8				
児玉中資源回収						6						7
末広町子供会育成会				5		6				10		
沼和田子供会育成会			8					9				
小島子供会育成会		11										
万年寺子供会育成会		31					25					
下野堂子供会		10					11					
蛭川子供会		11					5					
下浅見子供会								9				
本庄すみれ幼稚園						5			19			
本庄西幼稚園さくらんぼ会		14		9		10		12		14		
本庄旭幼稚園保護者会			14					18				21
児玉櫻井幼稚園母の会												
北泉サッカースポーツ少年団											10	
古太萬の会佐久間さんち	10	14	12	9	13	11	8	13	10	14	14	
古太萬の会 ポノポノ	16	20	18	15	19	17	21	19	16	20	20	
ハートワーク		12	2	7	4	1	6	10	1	5	2	2
ハートtoハート(児玉)	4	1	6	3	7	5	2	7	4	1	1	
ハートtoハート(本庄)	18	15	20	17	21	19	16	21	18	15	15	

集団資源回収を行う団体を募集しています

団体登録を行うことにより、市から報奨金を受けることができます。報奨金の交付対象となる団体は、市内に住所を有する者で組織され、かつ、営利を目的としない団体です。

詳しくは環境推進課（市役所4階）又は環境産業課（総合支所仮庁舎）へお問い合わせください。

★環境推進課 ☎②1172、環境産業課 ☎②1334

児童手当制度のご案内

児童手当は、次代の社会を担う児童の健やかな育ちを社会全体で応援するという趣旨のもと、児童を養育している人に手当を支給する制度です。

対象 市内に居住し、中学校

修了前（15歳到達後最初の3月31日まで）の児童を養育している人

※請求者は、保護者のうち、より児童の生計を維持する程度の高い人（所得が高い人）です。

児童手当の額（月額）

- ・ 3歳未満 15,000円
- ・ 3歳以上小学校修了前の第1子・第2子 10,000円
- ・ 第3子以降 15,000円
- ・ 中学生 10,000円
- ・ 所得制限限度額以上一律 5,000円

※第〇子とは、養育する「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童」の出生順です。

支給日 2月、6月、10月の各月10日（土・日・休日の場合は直前の平日）

※それぞれの前月分までの手

当を支給します。

申請方法 児童手当を受ける

には申請が必要です。なお、公務員は勤務先で申請してください。

留意

- ・ 印鑑（朱肉を必要とするもの）
- ・ 本人確認できるもの
- ・ 申請者名義の金融機関の預金通帳
- ・ 申請者が国民年金以外に加入している場合は、申請者の健康保険証の写し又は年金加入証明書
- ※その他、必要に応じて書類（所得課税証明書等）を提出していただく場合があります。

また、申請した月の翌月分からは支給対象となります。申請が遅れた場合、期間をさかのぼっての手当の受給はできませんのでご注意ください。



続けて児童手当を

受給するには

現在、児童手当を受給している人は現況届の提出が必要です。現況届は、毎年6月1日における受給者の状況把握し、手当を引き続き受ける要件を満たしているかどうかを確認するためのものです。

受給している人には6月上旬に、『現況届用紙』を郵送しますので、必ず6月中に提出してください。

※提出がない場合、6月分以降の手当が受けられなくなり、ますのでご注意ください。

届け出の内容が変わったら

次のように、届け出ている内容が変わったときは手続きが必要です。

- ・ 他の市区町村に転出するとき
- ・ 出生などにより児童が増えたとき
- ・ 金融機関を変更したとき
- ・ 児童と別居したとき
- ・ 児童が施設に入所したとき
- ・ 婚姻又は離婚により、生計を維持する程度の高い人（所得が高い人）が変わったとき

平成26年度所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額	収入額の目安
0人	622万円	833.3万円
1人	660万円	875.6万円
2人	698万円	917.8万円
3人	736万円	960万円
4人	774万円	1002.1万円
5人	812万円	1042.1万円
6人以上	5人を越えた1人につき38万円（老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額	

※収入額の目安は、給与収入のみで計算していますので、ご注意ください。

※所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がいる人の限度額（所得額制限限度額）は、上記の表の額に当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。



- ・ 公務員になったときなど
- ※手続きが遅れた場合、遅れた月分の手当が受けられなくなることもやさかのぼって手当を返還していただくことがありますのでご注意ください。
- ★子育て支援課 ☎1130、市民福祉課 ☎1333

その他の手当について

（重複受給可）

●児童扶養手当

父母の離婚や死などによって、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育している人や児童を養育している父又は母に一定の障害がある人に手当を支給します。

●特別児童扶養手当

一定の障害のある20歳未満の児童を養育している人に支給します。

※認定されると申請月の翌月分から支給します。